

## 井出専門委員より提出されたご意見について

## 1 調査票の業種の記載について

前回の委員会でも委員からご意見がありましたが、現在は主な2業種（の番号）を記載させる形式になっています。これに加えてこれら2業種の売上高に占める割合を記載していただくことはできないでしょうか。

多くの企業が多数の業種を登録しているため、建設業の供給過剰構造などの構造改革を検討する場合に、対象になる主な供給業者を把握することが容易になるのではないのでしょうか。

ただし、今回は難しいと言うことであれば、次回に向けて検討頂きたいと存じます。

## 2 行政記録情報の活用について

審査メモのご指摘の通り、許可業者の提出される書類には調査項目と関連する項目が含まれております。

## (1) 新設・維持修繕の項目

資料5-7のP.1にあるように、新設・維持修繕に関する情報を把握することができません。

維持修繕については、社会資本整備審議会における計画部会においても、重点項目として特に重視すべきことが従前から強く指摘されてきております。

近年では、維持修繕工事が全体の30%を超えることも多く、国民の安全と財政支出の観点からも計画的なインフラ整備に不可欠の項目になっているため、現段階での項目削減をすべきでないと考えます。

## (2) 施工都道府県別情報

同様に、都道府県別情報は極めて重要と考えます。地方分権や地域経済の活性化を考える時、地域のインフラ整備は重要です。

建築物は、その種類はもちろんのこと、設置されている地域によっても耐用年数がかなり異なると指摘されており、一律の全国値では適切な管理はで

きません。

また地域の重要な雇用の受け皿である建設業の産業構造を改革すべきこととは言うまでもありません。許可情報だけで不十分な現段階では、慎重に検討すべきと考えます。

※ 将来的には、許可情報の当初からの電子化をすすめて調査に活用すべきと考えます。活用のためには、まず許可情報の電子化を進め、電子化された情報と現在の調査結果を照合してその課題を検討した上で、項目の整理統合をすすめることが適当と思われます。電子化は閲覧の利便性も高めると考えられます。

是非この機会に、許可情報のさらなる整備と電子化を国交省で長期的観点から検討頂ければ幸いです。

以上